

内閣官房からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
90	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	道路交通法施行令第13条第1項に、「国民保護法上の国民保護生時に、現地で消防・警察などの緊急事態の実施等に当たる場合に、現地周辺の交通混雑を開始して被害を最小限にとどめることを新たに加えること」	住民避難を要すると判断される大規模テロなどの緊急事態発生時に、現行法では、地方公共団体が大規模テロなどの緊急事態に対応できる「緊急自動車」の規定がないため、「緊急自動車」以外の自動車等で現地に向かうことを困難である。さらに、現地周辺の交通混雑を実施する際は、現地周辺の交通混雑を考慮する必要がある。	現行法では、地方公共団体が大規模テロなどの緊急事態発生時に、一連の緊急の措置を行っている段階において、使用が認められた「緊急自動車」によって市の調整委員が迅速に現地に到着することで、各機関からより正確で最新の情報を入手することが可能となる。	道路交通法施行令第13条第1項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第35条1項	内閣官房、警察庁	さいたま市	日高市、千葉県、埼玉県、群馬県、茨城県、愛知県	○現行法では、地方公共団体が大規模テロなどの緊急事態発生時に、現地周辺の交通混雑を考慮して現地に向かうことを困難である。さらに、現地周辺の交通混雑に巻き込まれ、現地に到着できないおそれもある。	また、国民保護法第12条で定める市町村長の退避の指示等や、第114条で定める警戒区域の設定は、都道府県知事も指示等を行うことができるようになっていることから、今回の提案が実現すれば、より正確な情報に基づいて、県としての指示を早期決定することができる。県民の被害を最小限にとどめることができる。	○万が一テロ事案等が発生した場合、県としては、迅速かつ的確な初動対応のため、現地調整所の設置の有無に問わらず現地方面(警察や消防の現地指揮所等)に職員を派遣し、情報収集や現地における関係機関との調整を行こととなるが、緊急自動車の指定により、目的地までの到着時間が短縮されると考えられる。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第155条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条において、武力攻撃事態等において国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようするために必要な場合には、現地周辺の交通混雑に巻き込まれ、現地に到着できないおそれもある。